

I 策定に当たって

1 計画策定の背景・目的

スポーツは、爽快感、達成感、連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすとともに、体力の向上や、精神的ストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するもので、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や市民の心身の健全な発達に必要不可欠なものです。特に、高齢化の急激な進展や、生活が便利になること等による体を動かす機会の減少が予想されるこれからの社会において、生涯にわたりスポーツに親しむことができる豊かな「スポーツライフ」を送ることは大きな意義があります。

また、市民スポーツ選手が全国大会等で活躍する姿は、市民に大きな夢と感動、勇気を与え、活気あふれる街づくりに大きく貢献するものです。

国の「スポーツ振興基本計画」（平成12年9月策定、同18年9月改定）では、「スポーツの振興を通じた子どもの体力向上」「生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実」、「国際競技力の総合的な向上」の3つの政策目標が示されています。

また、岩手県の「スポーツ振興計画」（平成12年1月策定、同19年度見直し）では、“スポーツで心ゆたかにたくましく”をスローガンに「だれもが親しめる生涯スポーツの振興」、「夢と感動の競技スポーツの推進」、「学校における体育・スポーツの充実」、「スポーツ施設の整備」の4つの領域を施策の方向として掲げています。

本計画は、こうした国、県さらに、奥州市民憲章の精神を基軸とした「奥州市総合計画」（平成19年3月策定）、「奥州市教育振興基本計画」（平成20年度策定）を踏まえ、行政、関係団体、競技者、市民が一体となって取り組み、いつでも、どこでも、だれでもいきいきとしたスポーツライフを楽しめるような生涯スポーツ社会の実現を目指すため、策定するものです。

2 本市のスポーツ振興における現状と課題

少子・高齢化の進展、生活様式の多様化による余暇時間の増加など、我々を取り巻く社会構造が変化してきているなかで、多様なスポーツ・レクリエーション活動を通じて市民の健康保持や体力づくりへの関心が高まってきています。

こうした市民の関心に応えるため、スポーツ・レクリエーション活動を通じた健康保持や体力づくりの推進、指導者の育成、関係団体との連携による推進体制の一層の充実が求められています。

生涯スポーツ活動においては、誰でも参加でき、気軽に楽しめるスポーツ大会、スポーツ教室の実施や誘致大会の開催によるスポーツ・レクリエーション機会の提供、情報発信を行う中で、より一層市民のスポーツ・レクリエーションへの参加に対する意識啓発を図っていく必要があるとともに、こうした活動の延長として、市民が自らの力で、生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができる環境をつくり、育てる主体的な活動へと発展させるよう支援する取り組みも必要となります。

各種スポーツ施設については、これまでも市民の積極的な利用促進が図られていますが、施設の老朽化等に伴い、利用者の安全に配慮した施設の維持・管理を計画的に行うことが求められています。あわせてスポーツ・レクリエーション活動の多様化、各種スポーツ大会等の開催を視野に、施設・設備の一層の充実も求められていることから、行政、市民、民間企業等の連携を図ることなども視野に、こうした施設の整備、管理運営等について検討を深めていく必要があります。

II 計画の基本的な考え方

1 策定の視点

(1) スポーツ立国戦略

平成22年8月、国では概ね10年間のスポーツ政策の方向性を示す「スポーツ立国戦略」を策定し、次の5つの重点戦略を掲げました。

- ① ライフステージに応じたスポーツ機会の創造
- ② 世界で競い合うトップアスリートの育成・強化
- ③ スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出
- ④ スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上
- ⑤ 社会全体でスポーツを支える基盤の整備

また、「スポーツ立国戦略」実現のための国の体制整備と今後の進め方として、現場の視点に立った総合的なスポーツ振興施策実行のための関係省庁が相互連携する会議の新設、「スポーツ庁」等の検討、スポーツ振興法の見直しを挙げられていました。

(2) スポーツ基本法の成立

このような状況の下、地域におけるスポーツクラブの成長や、競技技術の向上、プロスポーツの発展、スポーツによる国際交流や貢献の活発化など、スポーツを巡る状況の変化を踏まえ、平成23年6月、スポーツ基本法が公布されました。

スポーツ基本法は、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）を全面改正したスポーツの推進のための基本的な法律であり、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」としています。

また、国、地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力、国民の参加・支援の促進、関係者相互の連携・協働、法制上の措置等を謳い、国のスポーツ基本計画策定の義務や、地方公共団体のスポーツ推進計画策定の努力を定めています。

なお、体育指導委員は、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整という役割が付与されるとともに名称がスポーツ推進委員となり、スポーツ振興審議会についてもスポーツ推進審議会と改められました。

(3) スポーツ基本計画

国では、スポーツ基本計画を平成24年3月に策定しました。

(4) 岩手県のスポーツ振興のための計画

県のスポーツ行政は、「岩手の教育振興」（平成21～30年度）において定めた方針に基づき、「いわて県民計画第2期アクションプラン」（平成23～26年度）において、スポーツ基本法や東日本大震災、国民体育大会開催決定等を反映した具体的な施策を示しています。

(5) 奥州市を取り巻く環境

人口減少、少子・高齢化が進む中、合併後の地域格差が完全には解消されていない現状にあります。

総合計画において、めざすべき都市像として掲げる「協働のまちづくり」を進めるうえで、市民の一体感の醸成が強く望まれるとともに、財政の健全化のため行財政改革の着実な実施が求められています。

また、市民アンケートでは、奥州市の暮らしやすい理由として、コミュニティの人間関係

や自然が挙げられる反面、暮らしにくい理由では、まちの活気のなさが挙げられています。

(6) 見直しの視点

本計画の見直しに当たっては、スポーツが、人づくりのための施策であると同時にまちづくりのための施策であることを踏まえ、市民の心身の健康増進、一体感の醸成、スポーツを通じたまちの活気づくりを視野に、スポーツ基本法との整合、国、県の施策との連動を考慮するものとします。

なお、実施計画は、新たに本市のスポーツ振興行政の核となる事業を創出するほか、既存事業については内容を勘案し、集約を含めた見直しを行うこととします。

2 スポーツ振興のための施策の方向

スポーツを通じて、市民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができるまちづくりを目指し、「潤い豊かなスポーツライフの推進」を基本施策として掲げ、「生涯スポーツ活動の推進」「競技水準の向上」「スポーツを支える基盤の整備」を柱に、各施策を展開します。

(1) 生涯スポーツ活動の推進

市民誰もが参加でき、気軽に楽しめるスポーツイベントの開催や情報の提供を行ないます。

(2) 競技水準の向上

選手育成や指導者養成の支援により競技力向上を図り、競技者の目標となる選手の輩出を目指すとともに、スポーツへ取り組む意欲を喚起します。

(3) スポーツを支える基盤の整備

スポーツ関係団体の運営や活動の支援、団体と連携した施策を展開します。

また、施設、設備などの適正な管理を行い、市民のスポーツ環境を整備します。

3 施策を達成するための5つの推進プロジェクト

本計画では、「体育の向上」を推進するため、継続して次の5つのプロジェクトを中心に各種の施策の展開を図ります。

(1) 全市事業推進プロジェクト

スポーツを通じた市民交流の場として全市事業を創設し、市民の一体感の醸成を図ります。

(2) コミュニティスポーツ推進プロジェクト

各区内で実施しているスポーツ行事を通しての健康づくり、コミュニティづくりを支援します。

(3) スポーツ日本一支援プロジェクト

競技力と子どもの体力の向上を目指します。

(4) 国体受入環境整備推進プロジェクト

平成28年度第71回国民体育大会の奥州市会場への受け入れ態勢を整備します。

(5) 体育施設整備プロジェクト

体育施設を経済性、有効性、利便性などの観点から整備、管理します。